

事業主のみなさまへ



◎平成 29 年分給与支払報告書提出のお願い

今年も残りわずかとなり、給与支払報告書を提出していただく時期が近づいてきました。特別徴収（市県民税給与天引）を実施していただいている事業所を中心に、「給与支払報告書（特別徴収総括表）及び普通徴収申請書」を11月下旬（予定）から発送します。

給与支払報告書等は住民税等の課税の根拠となる重要な書類となりますので、うきは市在住（平成30年1月1日時点）の方の給与支払報告書（個人別明細書）を正しく記入のうえ平成30年1月31日（水）までに必ず提出いただきますようお願いいたします。

なお、下記のとおり今年度から実施された「特別徴収義務者の一斉指定」に伴い、退職等で特別徴収できない方の分は、「普通徴収申請書」を別途提出していただくようお願いいたします。

また、うきは市においては給与支払報告書の提出は一人につき1枚のみでも結構です。

◎給与支払報告書等の電子申告による提出について

うきは市では、給与支払報告書や異動届出書の提出など、特別徴収等に係る手続きにつきまして、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて簡単に行うことができる電子申告（eTAX：エルタックス）サービスを行っています。

複数の市区町村に申告する場合、作成した申告書をそれぞれの窓口へ提出する必要がありますが、eTAXによる電子申告では、複数の市区町村への申告書を一度に送信できます。

ご利用の手続きにつきましては、eTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）を参照ください。

（注）個人の方の市（県）民税の申告には対応していません。



◎平成 29 年度から実施している特別徴収義務者の一斉指定について

下記のとおり、平成29年度から福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、特別徴収義務者の一斉指定を行っています。詳しくは福岡県のホームページでご確認ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokutyou-hiroba.html>

福岡県と県内全市町村からの重要なお知らせです！

平成29年度から福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、次の取組を一斉に実施しています。

- ①特別徴収未実施の事業主の方を特別徴収義務者として指定させていただきます。
- ②既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収していただきます。